

困難化する特別支援教育体制の拡充を！

＝平成28年度「特別支援教育に関する調査」の結果について＝ ～文部科学省～

4月7日、文部科学省は、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び幼保連携型認定こども園における「特別支援教育体制整備状況」「通級による指導実施状況」等について、結果をとりまとめ、公表した。文部科学省は、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の推進を図るため、本調査の結果を今後の施策の参考とするとしている。

特別支援教育に関する調査の概要（全日教連要約・抜粋）

特別支援教育体制整備状況調査

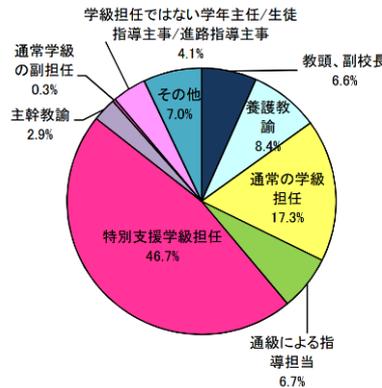
特別支援教育コーディネーターの指名等の実施状況

○ 小・中学校では、特別支援学級担任が約半数を占め、通常の学級担任の順に多くなっている。高等学校では、通常の学級副担任、学級担任及び養護教諭がほぼ同程度で割合が高い。

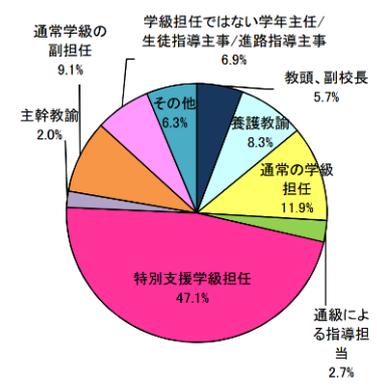
(4) 特別支援教育コーディネーターの指名等の実施状況

① 特別支援教育コーディネーターの役職 学校種別（小学校・中学校・高等学校）【国公立計】

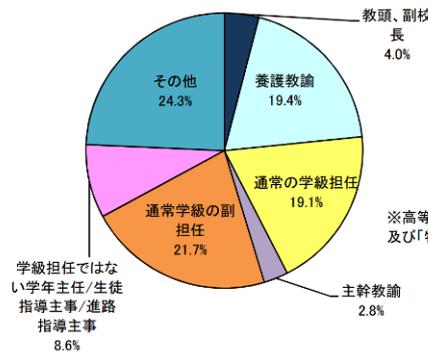
I. 小学校（平成28年度）



II. 中学校（平成28年度）



III. 高等学校（平成28年度）



※高等学校において、「通級による指導担当」及び「特別支援学級担任」はない。

個別の指導計画の作成状況

○ 学校が個別の指導計画の作成が必要だと判断している人数のうち、実際に計画が作成されている人数の割合は、小学校で84.9%、中学校で80.4%である。

個別の教育支援計画

○ 学校が個別の教育支援計画の作成を必要だと把握している人数のうち、実際に作成している人数の割合は、小学校で78.9%、中学校で75.5%である。

個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率について前年度を上回り、さらに、公立及び私立では3調査項目全てにおいて前年度と同率若しくは増加傾向となっており、着実に取組が進んでいる状況がうかがえる。

通級による指導実施状況調査

通級による指導を受けている児童生徒数

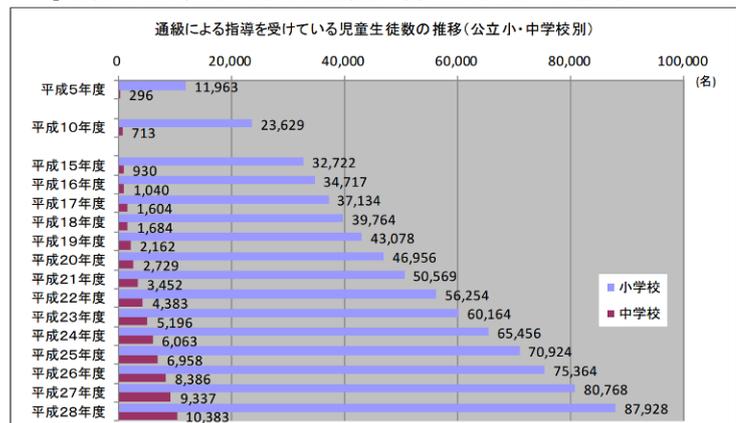
○ 過去3年間で児童生徒数は17.4%（平成26年度83,750名、平成27年度90,270名、平成28年度98,311名）増加している。

○ 昨年度に比べ各障害種で増加しており、言語障害で1,528名増、自閉症で1,709名増、情緒障害で1,201名増、学習障害（LD）で1,388名増、注意欠陥多動性障害（ADHD）で2,313名増となっている。

指導時間別児童生徒数

○ 全体では週1単位時間が52.7%、週2単位時間が32.1%であり、この2つが全体の84.9%を占めている。

② 通級による指導を受けている児童生徒数—推移（平成5年度～平成28年度）—



通級形態別児童生徒数

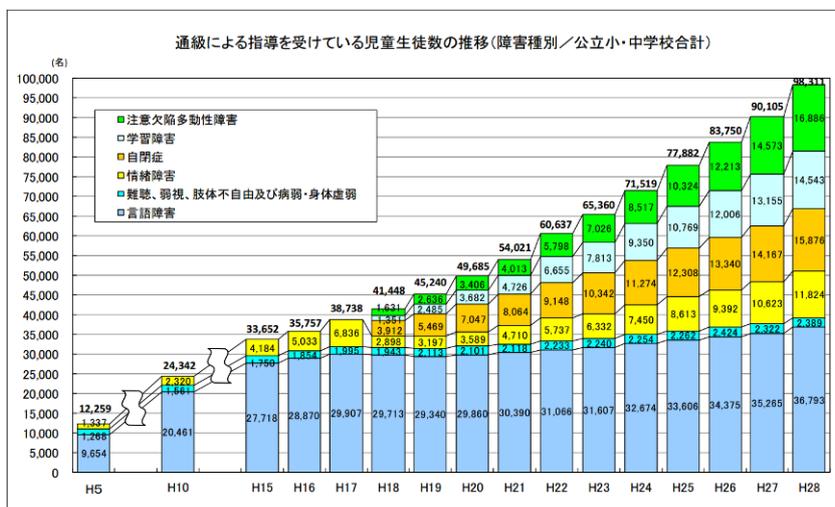
- 障害種別により、自校通級と他校通級の児童生徒の構成は異なっており、小・中学校全体では、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）及び注意欠陥性多動性障害（ADHD）の児童生徒では自校通級の方が多くなっている。一方、言語障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒では、他校通級の方が多くなっている。

設置学校数

- 過去3年間で設置学校数は約20.1%増加している。平成28年度は小・中学校の15.2%の学校で通級による指導が行われている。

担当教員数

- 過去3年間で担当教員数は11.8%（平成26年度6,562名、平成27年度7,006名、平成28年度7,335名）増加している。
- 担当教員一人当たりの担当児童生徒数は、平均すると13名程度であり、数年横ばいの状況である。
- 複数障害種別を担当している教員の割合は、全体の約69.5%（平成27年度68.8%）であり、微増傾向である。



（詳しくは、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1383567.htm）

特別支援教育体制については、特別支援教育コーディネーターの配置や個別の指導計画、教育支援計画の作成で、おおむね改善の方向で進められている。また、通級による指導については、大幅な対象児童生徒の増加に対応できるよう、今年度より基礎定数化を行い、児童生徒13対1の割合で配置されることとなっている。

特別支援教育コーディネーターについては、対象を校内の全校児童生徒としており、職務を十分に遂行しようとするれば、学級担任との兼務では自身が担任する児童生徒への支援に影響が出る等の問題が指摘されている。通級による指導に関しては、数字の上では現状に合わせた基礎定数化となっている。しかし、実際には20人近くを1人の教員が対応している状況が多く見られる厳しい教育環境である。今後は更に児童生徒数の増加や障害種別の複雑化・困難化が予想される。そうした状況に対応するためには、更なる配置基準の適正化が行われなければ個に応じたきめ細やかな指導は行えない。

特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応えるには、特別支援教育コーディネーターの専任化、特別支援学級の学級編成基準の引き下げや通級指導教室の全校設置等の教育環境の改善が必要である。全ての教育現場において個に応じた適切な支援体制の更なる充実が求められている。

全日教連は、特別な支援が必要な児童生徒に対して、個に応じたより効果的な対応ができるよう適切な人員配置や教育環境の整備等について関係機関に対し強く要望していく。